

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

第1 設問1

1 甲社の取締役Bに対する退職慰労金の返還請求は認められようか。

Bは、①退職慰労金債権(以下「本件債権」という。)を有しないと、仮にないとしても②返還請求が信義則に反する旨主張しているため、①、②の主張に理由があれば、甲社の請求は認められないため以下、検討する。

2 ①について

①に関する検討・結論は適切だと思いました。

10 (1) 「取締役の退職金慰労金は、職務執行の対価として「報酬等」(会社法(以下、略す。))に含められ、^{361条(2)第2号}そのため、甲社の定款に退職金慰労金の定めはないため、株主総会決議(361条(2)第2号+309条(2))による。

15 (2) Aは、甲社の営業方針をめぐりBと対立したため退職金慰労金を0とする旨を、令和元年6月28の定時株主総会(以下「本件総会」という。)に提出し決議を得ている(以下「本件決議」という。)。本件決議により、本件債権が不存在となつて(20)しまつた。

(3) 取締役の報酬等が株主総会の決議事項と入っているのは、不当に高額な報酬により、会社・株主の利益が害されるのを防止しようとする趣意がある。そのため、取締役の報酬等は、定款又は株主総会決議により報酬の金額が定められ、株主総会決議に代わる株主全員の同意がない限り、²⁵異議を唱える請求権が発生しない。

~~したがって~~ 本件についてみると、Bの退職慰労金を0とする本件決議がなされたことにより、Bの退職慰労金は0となる。そのため、具体的請求権は無効となる。

(4) (たがって 本件決議により、本件債権は不存在となるため、①の主張は認められない。

3 ②について

(1) 本件債権が不存在であったとしても返還請求は信義則に反し無効である。

(2) 退任取締役は、会社の内規や慣行に基づき退職慰労金の支給を前提とする議案が株主総会に採決されたことにより、退職慰労金が支給されるという強い期待を抱くのが通常である。

(にもかかわらず、退任取締役の期待を裏切る特段の事情がある場合、取締役の人格的財産を侵害(信義則)に反するものとして無効となる。

(3) 本件についてみると、Bは客観的にみて相応の功績を上げていた取締役であったことから、甲社の退職金の支給について功労が考慮されるべきであった。そして、10年間に渡り取締役を務めていたという勤続年数や取締役という役職からすると、相応の額が支給されるという強い期待をBが抱くのは明らかである。

(にもかかわらず、BがAと対立したという事実は事情により、旧来の支給基準から低減されるべきである(二重倍)がない0とすることは、Aの甲社に対する功労への裏切りであり人格的財産を侵害(信義則)違反にあたる特段の事情がある。

(4) (たがって 返還請求は信義則に反し無効である)
②の主張は認められる。

4 よって 甲社のBに対する返還請求は

規範定立、当てはめいづれも特に違和感なく読むことができ、十分な検討ができていると思いました。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)

認められたい。

第2 設問2

1 本件主張は、令和4年11月10日の定例取締役会(以下「本件役会」といふ。)が「取締役」G人の招集通知を欠き、368条に反することに著しく。そこで、G人の招集通知の欠陥により、本件役会決議が無効となり、本件主張が認められたい。

2 取締役は取締役会人の出席が義務付けられている(362条1項)。名義貸し(や無)の取締役であっても出席の機会を確保するため招集通知の発送が必要であり、これを欠く取締役会は、原則無効である。もっとも、仮に招集通知が送られたとしても、取締役会決議の程序が異なっていないという特段の事情がある場合は例外として有効である。

3 本件についてみると、Gは名義貸しの取締役であるが、本件役会人の招集通知を欠き、これを置かれておらず、原則本件役会決議は無効である。

そして、本件役会においてAは賛成であったが、Bは本件土地の購入に反対し、後にEもFも反対しており、Gも反対派にまわす可能性が~~高~~あったといえる。

そのため、程序が異ならない特段の事情はない。

4 (したがって、本件役会決議は368条に反し無効であり、本件主張は認められたい。

以上

まずは、役会決議が必要な事項であったかの検討が必要かと思えます。

左記の事実はどこにあるのでしょうか？(BはDの誤りかと思いました)少し事実認定をしすぎているような印象を持ちました。

役会決議を無効とするのであれば、無効であった場合の取引の効力という論点には触れてほしかったです。

3 ページ

裏面へ

検討内容はいずれも適切であり、高い実力があると感じました。このままの調子で

頑張っていただければ何の問題もないと思いました。これからも頑張ってください。 中野

5

10

15

20

25

30

ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。